

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、 IFRS 第 11 号「共同支配の 取決め」及びIFRS 第 12 号「他の 企業への関与の開示」の解説

ASBJ 研究員 よしおか とおる
吉岡 亨

ASBJ 研究員 くまがい げん
熊谷 元

はじめに

国際会計基準審議会（IASB）では、平成 23 年（2011 年）5 月 12 日に、連結及び共同支配の取決めに関連した次の一連の国際財務報告基準（IFRS）を公表した。

- IFRS 第 10 号「連結財務諸表」
- IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」
- IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」
- 改訂国際会計基準（IAS）第 27 号「個別財務諸表」
- 改訂 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」

本稿では、IASB から公表されたこれらの基準の概要について解説する。文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

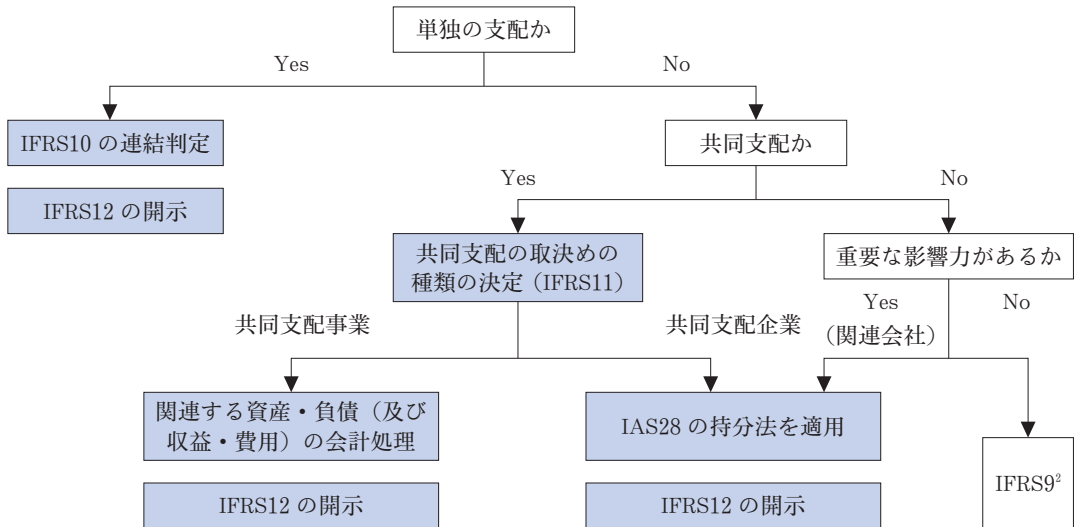
1 各基準の概要と関係

IFRS 第 10 号は、連結に関する現行の IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」とその解釈指針である SIC 第 12 号「連結—特別目的事業体」の規定を置き換えるものである。親会社の連結財務諸表に含めるべき企業の決定に際して、単一の支配の概念を用いることとし、その適用のための指針を拡充している。

IFRS 第 11 号は、ある取決めを複数の当事者が共同で支配している場合についての現行の IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」の規定を置き換えるものである。取決めの法的形態ではなく、取決めにより生じる権利及び義務に焦点を当てた会計処理を定めている。共同支配企業への持分の会計処理についても、比例連結の選択肢を廃止し持分法に統一することとしている。

IFRS 第 12 号は、子会社や関連会社等に対し

(図表 1) 公表基準の関係図



て投資や保証など何らかの関与を企業が有している場合に、その関与の内容やリスクを利用者が評価できるようにするための開示項目を包括的に定めている。

改訂 IAS 第 27 号は、IFRS 第 10 号の公表に伴い、従前の IAS 第 27 号の連結に関する規定が置き換えられることとなったため、個別財務諸表に関する事項のみを扱う基準に IAS 第 27 号を変更するため公表されたものである。

また、改訂 IAS 第 28 号は、IFRS 第 11 号の公表に伴い、共同支配企業に対する会計処理が持分法に統一され、関連会社に対する会計処理と同様となったことから、IAS 第 28 号を持分法の会計処理を統一的に扱う基準とするため公表されたものである。

これらの 5 つの会計基準は、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用される。早期適用は、原則として 5 つの基準をすべて同時に

適用する場合に限って認められている。ただし、IFRS 第 12 号については、他の基準や IFRS 第 12 号のすべての規定を適用しない場合であっても、IFRS 第 12 号の開示規定の一部のみ早期適用することができる¹⁾とされている。

なお、図表 1 は、これらの 5 つの基準が関係する場面を示したものである¹⁾。

2 IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の公表経緯と主な内容

(1) 公表経緯

現行の連結に関する IAS 第 27 号と SIC 第 12 号は、実務上の適用に際してはばらつきがあるといわれている。

IAS 第 27 号は、支配の判定に際して、財務及び営業の方針を左右するパワーに焦点が置かれていたのに対し、SIC 第 12 号では、特別目

1 IASB から IFRS 第 10 号と同時に公表された資料「Interaction between IFRS10, 11, 12 and IAS 28」を参考している。

2 なお、支配や重要な影響力を有しない場合でも、一定の場合には、IFRS 第 12 号の開示が求められる場合がある（後述 4(2)④参照）。

的事業体（以下「SPE」という。）の支配の判定に際して、リスクと経済価値をより重視した判定が行われる場合があり、支配の概念の適用に不整合が生じていた。また、SPEの定義に関するガイダンスの欠如などから、投資先がIAS第27号とSIC第12号のいずれの範囲に含まれるのか不明確な場合が生じていた。さらに、報告企業が他の企業の議決権の過半数未満しか保有していない場合の支配の考え方や、代理人関係の取扱いなどについても企業間で相違が生じていたといわれている。

IASBは、このようなIAS第27号とSIC第12号の適用における不整合を解消するため、連結に関するプロジェクトを2003年6月に議題に追加した。2006年には米国財務会計基準審議会（FASB）との間で締結したIFRSと米国会計基準とのコンバージェンスに関する覚書（MoU）において、両者間の主要なコンバージェンスプロジェクトの一つとして挙げられ、検討が行われてきた。また、2007年以降の世界的な金融危機を背景に、企業のオフバランスシート活動に対するリスクの透明性への懸念が強まり、G20や金融安定理事会などからもその会計処理と開示の見直しが提言されてきた。

このような中、IASBは、SPEを含むすべての企業に適用可能な単一の支配モデルの確立と連結・非連結企業に関する開示の改善を目的として検討を行い、2008年12月に公開草案第10号「連結財務諸表」（以下「ED10」という。）を公表した。その後、FASBとの間での合同の審議も経て、2011年5月に最終基準としてIFRS第10号を公表している（開示については、後述4参照）。

なお、IASBと共に検討を進めてきたFASBでは、2010年9月にIASBから公表された連

結に関するスタッフドラフトにおける提案について、関係者の意見を聴取するため米国内で円卓会議を開催している。そこでの意見などを踏まえ、米国では、提案における議決権の過半数未満の場合のパワーの取扱いや潜在的議決権の取扱いを導入するニーズは少ないことなどを理由に、FASBは、2011年1月に、現段階では議決権を伴う企業（voting interest entity）に、そうした取扱いを導入せず、また、変動持分事業体（variable interest entity）を含むすべての企業に適用される単一の支配に基づく連結モデルの開発を行わないことを暫定的に決定している。ただし、代理人関係の取扱いについては、類似の基準を検討していくこととされた³。

こうした両審議会における連結プロジェクトの検討経緯は、図表2のとおりである。

② 主な内容

① 「支配」の定義

IFRS第10号は、親会社の連結財務諸表に含めるべき企業の決定に際して、すべての企業に適用される単一の「支配」の概念を定めている。事業を営む通常の企業とSPEに適用される指針を区別していない点が従来基準からの大きな変更である。

IFRS第10号では、「支配」について次のように定めている。

投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を与える能力を有している場合には、投資先を支配している（IFRS第10号第6項）。

3 2011年11月3日に、FASBから、会計基準更新書（ASU）案（公開草案）「連結（Topic 810）：本人対代理人の分析」が公表されている。

(図表 2) IASB 及び FASB の連結プロジェクトにおける経緯

| | IASB | FASB |
|----------------------|--|---|
| 2003年6月 | ◇連結プロジェクトとして議題に追加 | — |
| 2008年4月 | ◇世界的な金融危機と金融安定化フォーラム (FSF) ⁴ からの提案への対応として、連結プロジェクトを加速することを決定 | |
| | ◇金融危機 (リーマン・ショック: 2008年9月) | |
| 2008年12月 | ◇ED 第 10 号「連結財務諸表」公表 | ◇SPE と認識中止の開示の拡充のためのスタッフ意見書 (FSP) 公表 ➤FSP 第 FAS140—4 及び FIN46 (R) —8 号「金融資産の移転の会計処理及び変動持分事業体に対する持分に関する公開企業による開示」 |
| 2009年6月 | ◇ED 第 10 号に関する公開円卓会議を開催 (ロンドン、東京、トロント) | ◇SFAS 第 167 号「FIN46 (R) の改正」公表 ➤適格特別目的事業体 (QSPE) を廃止。パワーを重視し、定性的分析を重視した連結モデルの導入 |
| 2009年10月 | FASB と合同で連結の範囲に関する審議を開始 | |
| 2010年6月 | ◇FASB と共同の進捗報告書により戦略を修正 ➤IASB は 2010 年末までに基準を確定して公表し、一方、FASB は同様の内容の公開草案を進めるか 2010 年第 4 四半期に決定する。 | |
| 2010年9月 | ◇連結に関するスタッフドラフト公表 | — |
| 2010年11月 | — | ◇IASB のスタッフドラフトに関する公開円卓会議を開催 (コネチカット州ノーウォーク) |
| 2011年1月 | — | ◇以下を暫定決定 ➤単一の支配に基づく連結モデルの開発を行わない。 ➤議決権を伴う企業に、「実質的支配」の概念や潜在的議決権の考慮を導入しない。 |
| 2011年5月 | ◇IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」公表 | — |
| 2011年8月 | ◇投資企業に関する公開草案を公表 | — |
| 2011年10月 2011年11月 | — | ◇投資会社に関する公開草案を公表 ◇代理人の取扱いに関する公開草案を公表 |

4 金融安定理事会の前身組織。2009年4月の金融・世界経済に関する首脳会合での宣言を踏まえ、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として金融安定理事会と再構成されている。

投資者が投資先を支配していると結論づけるためには、企業は次の3つの要素のすべてを有していなければならないとされている。

- 投資先に対するパワー
- 投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
- 投資先に対するパワーを用いて投資者のリターンの額に影響を与える能力

② パワー

投資者は、投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動（これをIFRS第10号では、「関連性のある活動（relevant activity）」と定義している。）を指図する現在の能力を与える既存の権利を有している場合に、当該投資先に対してパワーを有しているとされる（IFRS第10号第10項）。

パワーは権利から生じるとされ、事業を営む通常の企業であれば、議決権だけで単純に評価できる可能性もあるが、契約上の取決めなど複数の要因の考慮が必要となる場合もある。

誰がパワーを有しているか具体的に評価していく際には、投資先の目的や設計を把握したうえで、投資先の関連性のある活動は何か、当該活動に関する意思決定はどのように行われているか、また、投資者の権利が当該活動を指図する現在の能力を投資者に与えているかどうかといった点について検討していくことになる。

③ リターン

投資者は、その関与により生じる投資者のリターンが投資先の業績の結果によって変動する可能性がある場合、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有しているとされる（IFRS第10号第15項）。

リターンについては、投資先からのリターンが変動するものかどうかは、リターンの形式に

かかわらず、取決めの実質に基づき評価する。得られる報酬等が固定の場合であっても、信用リスクや契約の実行リスクのような変動性に投資者を晒すため、変動リターンとなり得ることを明確にしている（図表3）。

（図表3）リターンの例

| |
|--|
| 配当、その他経済的便益の分配（債券からの利息支払など）及び投資価値の変動 |
| 信用補完・流動性補完の提供による損失へのエクスポージャー、資産・負債に対する残余持分、投資先の資産・負債のサービシングに係る報酬など |
| 他の持分保有者に利用可能でないリターン（例えば、営業上等のシナジーによるリターン） |

④ パワーとリターンの関係

投資者は、投資先に対するパワー及び投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有するだけでなく、その変動リターンに影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有している必要があり、そのような場合のみ投資先を支配しているとされる（IFRS第10号第17項）。

これは代理人関係の評価に関連した要素と位置付けられている。投資者は、意思決定権限を有する場合、自らが本人か代理人かどうかの判定に際し、投資先に関与する他の当事者等との間の全体的な関係を考慮して判断し、次の4つの要因のすべてを検討して総合的に判断する必要があるとされている（IFRS第10号B60項）。

- 投資先に対する意思決定権限の範囲
- 他の当事者が保有している権利
- 報酬契約に従って得る権利のある報酬
- 投資先に対して保有している他の権利から生じるリターンの変動制に対する意思決定者のエクスポージャー

この判定によって、投資者が代理人であるとされた場合には、投資者は、意思決定権限行使

し、パワーを有する場合であっても、投資先を支配していないことになる。

⑤ IFRS 第 10 号の主な変更と日本基準との主な相違点

以上のように、IFRS 第 10 号では、支配の 3 つの要素を検討し、投資先に対する支配を判定していくことになる。こうした支配概念の適用に関しては、我が国の連結に関する会計基準との間で差異も見られる。IFRS 第 10 号における主な変更点と、我が国の基準との間の主な差異としては、単一の支配概念の適用、議決権の過半数に満たない場合の支配、潜在的議決権の取扱い、代理人の取扱いなどが挙げられ、具体的には図表 4 のような差異が見られる。

3 IFRS 第 11 号の公表経緯と主な内容

(1) 公表経緯

IASB は、連結のプロジェクトとは別に、ジョイント・ベンチャーのプロジェクトを、IFRS と米国会計基準との間の差異を削減するプロジェクトの一環として、2006 年に議題に追加している。

実際には FASB での審議は行われず、IASB の審議の焦点も現行の IAS 第 31 号を改善し、共同支配の取決めの忠実な表現を強化することに置かれ、検討が行われてきた。特に IAS 第 31 号では、次の 2 つの懸念があるとされており、この改善に焦点が置かれた。

- 取決めが組成される法的形態（企業を通じてか否か）に会計処理が依存していたこと
- 共同支配企業への持分保有者に対し、2 つの会計処理の選択肢を提供していたこと

IASB は、2007 年 9 月には、ED 第 9 号「ジョイント・ベンチャー」（以下「ED9」という。）を公表し、寄せられた意見を踏まえて提案を修

正したうえで、2011 年 5 月に、連結に関する IFRS 第 10 号と同時に IFRS 第 11 号を公表した。

(2) 主な内容

① 共同支配

IFRS 第 11 号は、ある取決めを複数の当事者が共同で支配している場合について、法的形態ではなく、権利及び義務に焦点を当てた会計処理を定めている。

「共同支配 (joint control)」とは、ある取決めに対する契約上合意された支配の共有であり、取決めのリターンに重要な影響を及ぼす活動に関する意思決定に、支配を共有している当事者の全員一致の合意を必要とする場合に存在するものと定義されている (IFRS 第 11 号第 7 項、付録 A)。また、この共同支配を複数の当事者が有している取決めを「共同支配の取決め (joint arrangement)」と呼んでいる。

IFRS 第 10 号との関係では、単独の当事者による支配が認められる場合には、IFRS 第 10 号が適用となるのに対し、複数の当事者による共同支配が認められる場合には、IFRS 第 11 号の適用範囲となる。

② 共同支配の取決めの分類

この共同支配の取決めに該当する取決めについて、IFRS 第 11 号では、さらに、次の 2 つの種類の内いずれかに分類することを要求しており、その種類に応じた会計処理を定めている (IFRS 第 11 号第 14 項)。

- 共同支配事業 (joint operation) : 取決めに対する共同支配を有する当事者（すなわち、共同事業者）が、当該取決めに関する資産に対する権利及び負債に対する義務を有している場合の共同支配の取決め
- 共同支配企業 (joint ventures) : 取決めに対する共同支配を有する当事者（すなわち、

(図表 4) 主な変更と日本基準との主な相違点

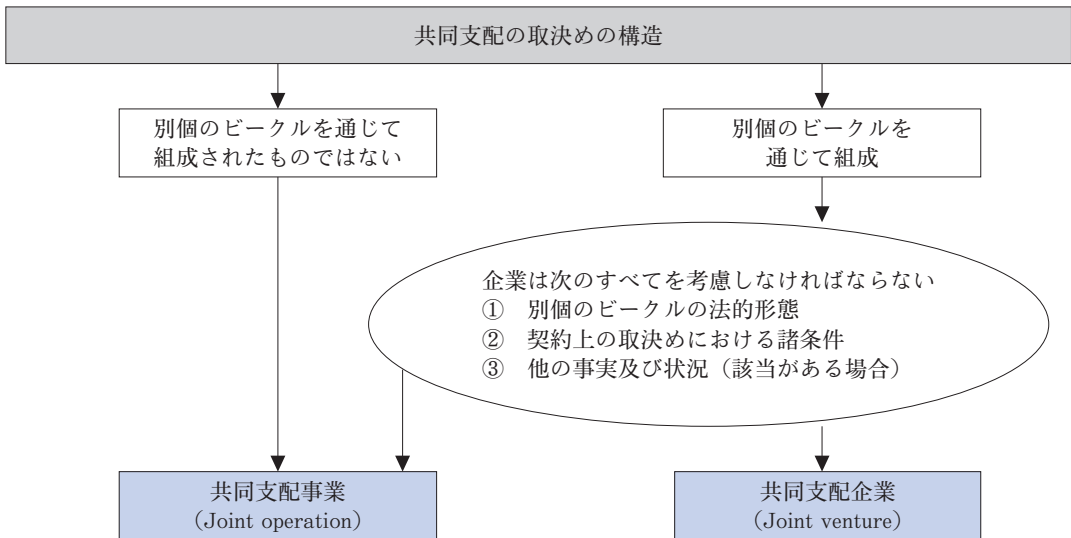
| IAS 第 27 号と SIC 第 12 号 | IFRS 第 10 号 | 日本基準 |
|--|---|---|
| 単一の支配概念の適用 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 事業を営む通常の企業の支配の判定に際し、財務及び営業の方針を左右するパワーに焦点 (IAS 第 27 号)。 ● 一方、SPE の支配の評価に際しては、実務においてリスクと便益に焦点 (SIC 第 12 号)。 | <ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる種類の企業に対する連結の基礎として単一の支配の原則を定める。 ● SPE の連結についての別個の指針はなく、IAS 第 27 号と SIC 第 12 号の間の線引きへの懸念に対処している。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 他の企業の意思決定機関を支配しているかどうかに基づく。 ● 一定の要件を満たした特別目的会社については、子会社に該当しないと推定する取扱いが設けられている。 |
| 議決権の過半数に満たない場合の支配 | | |
| <p>(支配力基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IAS 第 27 号では、考え方は含まれているものの明示的でない。 | <p>(支配力基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な適用指針を提供。 ● 過半数未満であっても、自己の議決権保有の規模や、他の保有者との相対的な保有規模・分散状況から、パワーの要素を満たし得る場合を定めている⁵。 | <p>(支配力基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊密な者や同意している者の考え方をを用いて、過半数未満であっても、事実上支配している企業を連結の範囲に含める取扱いが広く採用されている⁶。 |
| 潜在的議決権の取扱い | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 支配の判定に際して潜在的議決権の存在の考慮が必要 (他の当事者保有分の考慮も必要)。 ● 現在行使可能であれば、支配の考慮要因となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 同左 ● 実質的な権利⁷であれば、支配の考慮要因となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 左記のような定めはなく、通常、潜在的議決権は支配の判定に際して考慮されない。 |
| 代理人の取扱い | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● パワーが代理人に委譲されている場合についての特有の指針はない。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特有の適用指針を提供。 ● 代理人の判定に際し、前述の 4 つの要因 (2 (2)④参照) を含む、投資先に関与する他の当事者等との間の全体的な関係を考慮して判断する。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 代理人の機能についての明示的な定めはない。 |

5 こうした議決権が過半数未満であっても議決権保有の相対的な規模や他の株主の分散状況から支配を判断する考え方を、IASB では、「事実上の支配 (de facto control)」や「支配的株主の見解 (dominant shareholder view)」と呼んでいる。

6 我が国では、議決権が過半数未満の場合の支配力基準の適用に際しては、議決権の多寡が重要な要素であると考え、一定の議決権比率 (40%) を目安に、その前後で取扱いを変えた指針が設けられている。議決権保有の相対的な規模や他の株主の分散状況から支配を判断する考え方は基本的には採られていない。

7 IAS 第 27 号の「現在行使可能 (currently exercisable)」であるかどうかの判断に際しては、すべての事実及び状況を考慮して行うこととされていたが、経営者の意図及び当該権利を行使又は転換する財務的能力は考慮しないこととされていた。IFRS 第 10 号では、こうした取扱いを見直し、権利が実質的 (substantive) かどうかを、権利行使を妨げる障害の有無、権利行使により得られる便益など、あらゆる事実及び状況を考慮して判断することとされている。

(図表 5) 共同支配の取決めの分類



共同支配投資者) が当該取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同支配の取決め

IFRS 第 11 号では、共同支配の取決めが上記のいずれの種類に分類するか判断指針を提供しており、具体的には、次のような流れで判断することとなる (図表 5 参照)。

共同支配の取決めの当事者は、まず、取決めが別個のビークルを通じて組成されているかどうかを検討する。別個のビークルを通じて組成されていなければ、共同支配事業となるが、別個のビークルを通じて組成されている場合には、次に、その取決めから生じる権利及び義務を評価し、当該共同支配の取決めの分類を決定することが必要となる。別個のビークルの法的形態や、契約上の取決めの諸条件によって、各当事者が当該取決めに係る資産に対する権利及び負債に対する義務を有していることが明らかかどうかなどを検討し、当該取決めが共同支配事業であるのか共同支配企業であるのかを決定することになる。

③ 会計処理

共同支配事業に対して共同支配を有する当事者 (共同支配事業者) は、取決めに対する持分に係る資産、負債、収益及び費用を、他の IFRS に従って自らの資産、負債、収益及び費用として認識し、測定することが要求される (IFRS 第 11 号第 20 項、第 21 項)。

共同支配企業に対して共同支配を有する当事者 (共同支配投資者) は、取決めに対する投資を IAS 第 28 号に従って持分法で会計処理することが要求される (ただし、IAS 第 28 号の定めにより持分法の適用を免除される場合を除く) (IFRS 第 11 号第 24 項)。

4 IFRS 第 12 号の公表経緯と主な内容

(1) 公表経緯

IASB は、連結のプロジェクトとジョイント・ベンチャーのプロジェクトそれぞれにおいて、開示について、特に、財務諸表利用者が企業への関与について、利用可能な純損益やキャッシュ・

フローを把握するのに必要な情報の開示を要請してきていたこと、また、現行のIAS第27号、IAS第28号、IAS第31号における開示規定の多くが重複していたことを受けて、検討を行ってきた。そして、2007年9月公表のED9及び2008年12月公表のED10それぞれにおいて寄せられた意見を踏まえて、利用者のニーズに応え、かつ、単一のIFRSで総合的に開示規定を定め、理解の促進を図るため、他の企業への関与の開示規定を統合した包括的な指針として、2011年5月に、IFRS第10号及びIFRS第11号と同時にIFRS第12号を公表した。

IFRS第12号では、子会社、共同支配の取決め、関連会社及び非連結の組成された企業(SPEと類似した企業としてIFRS第12号で定義されている企業)⁸に対する関与を企業が有している場合の開示について規定している。

前述したとおり、2007年以降の世界的な金融危機を背景とした、オフバランスシート活動に関する開示の見直しの要請も同時にあったことから、非連結の組成された企業に関する開示規定も本基準の中に取り込まれている。

(2) 概要

IFRS第12号は、財務諸表の利用者が①他の企業への関与の内容と関連するリスク及び②それらの関与が財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響を評価するための情報の開示を企業に要求することを目的とし、他の企業(子会社、共同支配の取決め、関連会社及び非連結の組成された企業)への関与についての開示規定を包括的に定めている。

本基準において、「関与」とは、「契約上であろうと契約外であろうと、他の企業の業績から

のリターンの変動性に企業をさらす関与」(IFRS第12号BC80項)としており、支配や共同支配、重要な影響力だけでなく、非連結の組成された企業への関与も開示の対象となる。

IFRS第12号では、次の項目について詳細な規定を設けている。

- 重大な判断及び仮定についての開示
- 子会社についての開示
- 共同支配の取決め(共同支配事業、共同支配企業)及び関連会社についての開示
- 非連結の組成された企業についての開示

① 重大な判断及び仮定についての開示

IFRS第12号では、企業が他の企業又は取決めへの関与の内容の決定(支配しているか、共同支配をしているか)などに際して行った、すべての重大な判断及び仮定の開示を要求している(IFRS第12号第7項)。

例えば、他の企業の議決権の過半数を保有しつつ、支配していない場合や、過半数未満の保有にもかかわらず、支配している場合の判断に際して行った重大な判断及び仮定を開示する必要がある。

② 子会社についての開示

IFRS第12号では、次の項目の開示を要求しており(IFRS第12号第10項)、従前に比べ、開示が拡充されている。

- 企業集団の構成
- 非支配持分が企業集団の活動及びキャッシュ・フローに対して有している関与
- 企業集団の資産へのアクセス又は利用及び負債の決済を行う能力に対する重大な制約の内容及び範囲

8 組成された企業(structured entity)とは、「誰が企業を支配しているのかを決定する際に、議決権又は類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業(あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など)」である(IFRS第12号付録A)。

(図表 6) 共同支配事業、共同支配企業、関連会社についての開示比較

| | 共同支配事業 | 共同支配企業 | 関連会社 |
|------------------|---|--|--|
| 関与の内容、程度及び財務上の影響 | 1. 名称 2. 関係の内容 3. 主要な事業場所 4. 所有持分割合 — — — | 1. 名称 2. 関係の内容 3. 主要な事業場所 4. 所有持分割合 5. 会計処理 6. 要約財務情報 7. 連結資産・負債への制限 | 1. 名称 2. 関係の内容 3. 主要な事業場所 4. 所有持分割合 5. 会計処理 6. 要約財務情報 7. 連結資産・負債への制限 |
| リスクの内容 | — — | 1. コミットメント 2. 偶発負債 | 1. コミットメント 2. 偶発負債 |

- 連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容及び変動
- 支配の喪失に至らない子会社に対する親会社の所有持分の変動の帰結
- 報告期間中の子会社に対する支配の喪失の帰結

具体的には、非支配持分が企業集団の活動及びキャッシュ・フローに対して有している関与に関連して、企業は、重要性のある非支配持分がある子会社それぞれについて、その名称や所在地、非支配持分によって保有される所有持分比率、子会社の要約財務情報等の開示を個別に要求している（IFRS 第 12 号第 12 項）。これは、損益及びキャッシュ・フローが親会社株主に帰属するのか、非支配持分に帰属するのかを利用者が把握できるようにするためとされている。

また、子会社のうち、SPE と類似の企業である「組成された企業」については別に開示項目を定めている。組成された企業への関与に関連したリスクの内容及び変動として、次の開示を要求している（IFRS 第 12 号第 14 項から第 17 項）。

- 財務的支援の提供を要求される可能性のある契約上の取決めの条件
- 契約上の義務なしに財務的支援又は他の支援を報告期間中に提供した場合にはその支援の種類、金額及びその理由

- 支援の提供によって当該組成された企業を支配することになった場合には、その決定に至る際に関連性のある要因の説明
- 財務的支援又は他の支援を行う現在の意図（組成された企業が財政的支援を得るのを援助する意図を含む。）

なお、IFRS 第 12 号では、具体的に開示する際の詳細さの水準については前述の開示目的を満たすのに必要なレベルを考慮し、重要でない詳細情報を多く含めたり、性格の異なる項目を集約することで有用な情報が隠れてしまわないように開示の集約又は分解を行うこととされている（IFRS 第 12 号第 4 項）。なお、この集約規準の考え方は、子会社のみでなく、共同支配の取決め、関連会社、非連結の組成された企業についても同様に当てはまる。

③ 共同支配の取決め及び関連会社についての開示

IFRS 第 12 号では、共同支配の取決め、すなわち、IFRS 第 11 号において分類される共同支配事業及び共同支配企業についての開示項目を定めており、また、関連会社についての開示項目も定めている。それぞれ類似しているが開示の内容と程度に相違がある（図表 6 参照）。

関与の内容、程度及び財務上の影響には、重要性のある共同支配企業又は関連会社に関する

要約財務情報を個別に開示することが含まれている。なお、当該要約財務情報は、企業の持分に相当する額ではなく、共同支配企業又は関連会社自体の財務諸表上の金額を表示することとされている（IFRS 第 12 号 B14 項）。また企業の関与度合いの観点から、一般的に関連会社よりも共同支配企業のほうが企業の関与が高いことを理由として、共同支配企業について要求される表示項目のほうが、関連会社に関する表示項目よりも詳細な水準となっている。

④ 非連結の組成された企業についての開示

現行の IAS 第 27 号では、SPE への関与についての開示を要求していないが、SPE を通じて企業が行っている証券化・オフバランスシート活動に関する開示の欠如への懸念に因應するため、IFRS 第 12 号では、SPE と類似した企業として「組成された企業」を定義し、非連結の組成された企業への関与に関する具体的なリスクについて、次のような開示項目が新たに要求されることとなった（IFRS 第 12 号第 24 項）。

- 非連結の組成された企業への関与の内容及び程度
- 非連結の組成された企業への関与に関連したリスクの内容及び変動

関与の内容及び程度については、非連結の組成された企業に対する持分に関する定性的及び定量的情報（組成された企業の目的、規模、活動及び資金調達方法など）の開示を要求している。また、報告日時点で組成された企業に対する関与を有していない場合であっても、当該企業のスポンサーとなっている場合には、一定の開示を要求している。

関与に関連したリスクの内容及び変動については、前述の連結している組成された企業に要

求される開示項目に加え、関与に関連して投資者の財務諸表で認識した資産及び負債の帳簿価額、その科目、関与から生じる損失に対する企業の最大エクスポージャーを最もよく表す金額について、原則として表形式での開示を要求している（IFRS 第 12 号第 29 項及び第 30 項）。

おわりに

IASB では、上記の基準の公表後、それらの基準の現行の実務に与える影響について分析した影響分析資料を公表している。また、2011 年 8 月には、連結プロジェクトに関連した公開草案「投資企業」を公表している。後者は、報告企業の性質にかかわらず支配しているすべての企業の連結を求める IFRS 第 10 号についての例外的な取扱い（投資企業の場合には支配している投資先を連結ではなく公正価値で測定する。）を設けることを提案するものであり、IFRS 第 10 号の公開草案の段階で寄せられていたニーズに対応するためのものとされている。

IASB から公表されたこれらの一連の基準について、企業会計基準委員会では現在、我が国の連結に関する会計基準の見直しの必要性の検討の一環として、それらの基準の考え方を採用した場合の影響度合いや我が国の会計基準との間の差異について概括的な把握、検討を行っている。

特に、我が国の連結の範囲に関する会計基準の検討の範囲を SPE の連結に限定するか、すべての会社を対象とするかの検討を行ううえでこれらの検討が必要となると考えており、引き続き、これらの基準について、様々な側面から検討を行っていくことを予定している。